

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第十二条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第十七条（秘密会）の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第十二条の二第二項（委員会の開会方法の特例）

の規定による許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員等が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことができるように規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。